

裁判員制度について

- ☆ 平成16年5月「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立しました。公布の日（平成16年5月28日）から5年以内に施行されます。
- ☆ 裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。
- ☆ 国民のみなさんが刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する信頼の向上につながることを期待されています。国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア等でも行われています。

これまでの刑事裁判



裁判員制度が導入されると・・・



- ➡ 裁判が身近でわかりやすいものになる。
- ➡ 司法に対する国民の信頼が向上する。

詳しくは、裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/>をご覧ください。
問い合わせ先 高知地方裁判所事務局総務課 (☎ 8 2 2 - 0 3 4 0)
高知家庭裁判所事務局総務課 (☎ 8 2 2 - 0 3 4 0)

みんな、毎日、守られている。
自賠責制度

自賠責保険・共済は、年間約130万件もの交通事故被害者に支払われています。

交通事故の発生件数は、この10年間で約30%増加し、毎年多くの死傷者数を出しています。死亡者数こそ減少傾向にあるものの、負傷者数については過去ワーストの118万人を超えました。

毎年絶えない交通事故は、誰もが被害者にも、そして加害者にもなる可能性があることを物語っています。ひとりひとりが、よりいっそう自賠責制度の役割や、保険・共済金支払いのしくみに対する理解を深めることが大切です。

原動機付自転車を含むすべての自動車の保有者に、自動車1台ごとに加入が義務づけられている保険・共済が、自賠責保険・共済です。交通事故により加害者となったときは、被害者に対する損害賠償責任を負います。強制保険である自賠責保険・共済は、すべての加害者の賠償責任を担保するとともに、すべての被

害者の基本的な対人賠償を保障する役割を果たしています。

自賠責保険・共済の期限は切れていませんか？

自賠責保険・共済は、万一の交通事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられている保険・共済です。特に車検制度のない原動機付自転車・250cc以下の軽二輪自動車は、期限切れ、かけ忘れにご注意を！

自賠責制度の詳細な内容は、<http://www.jibai.jp>でご覧になれます。

問い合わせ

国土交通省四国運輸局
高知運輸支局輸送課
☎ 8 6 6 - 7 3 1 1